

1 安心・安全な市政に

- (1) 浜岡原発1、2号機は2009年に運転が停止され、2036年までに解体撤去される計画が進められている。廃炉作業で生じる放射性廃棄物の量や放射能の汚染状況、処分の方法などよく分からない状況である。また、解体工事に伴う放射能の周辺への拡散も心配されている。
- ① 中部電力から廃炉作業についての報告がなされているのか伺う。
 - ② 浜岡原発1、2号機の解体工事の現状、解体に伴う環境への放射能の影響についての認識を伺う。
 - ③ 廃炉作業が進む一方、廃炉で生じる放射性廃棄物の行き先は決まっておらず、処分場の確保は廃炉原発の全国的な共通課題となっている。こうした現状について31キロ圏内11市町への説明や、話し合いは行われているのか伺う。
 - ④ 解体作業は2036年までということである。世界で最も廃炉作業が進む原子力発電所の一つ、イギリスのトロースフィニッド発電所（出力23.5万キロワット2基）は、原子炉の使用済み核燃料（燃料棒）は1995年に取り出したが、圧力容器周辺や中間貯蔵施設内の低レベル放射性物質の放射線量が依然高いため2026年にいったん作業を停止するとのことである。その後、放射線量が下がるのを待って2073年に廃棄物の最終処分など廃炉作業の最終段階に着手するとのことである。浜岡原子力発電所でも長期の廃炉作業になると予想される。市としても中電の廃炉作業での放射性廃棄物の管理、放射能排出状況の把握など長期的な対応が求められると考える。見解を伺う。
- (2) 静岡県自動車整備振興会では、自然災害や東海地震など大規模災害発生時などに市町などの自治体が応急措置として実施する障害物の除去や、災害応急対策で使用する緊急自動車の整備、さらに会員が保有する応急活動用資機材の提供について、市町が要請した場合に可能な範囲において協力を行うための災害協定締結事業を県下で展開している。この間、浜松市、湖西市、島田市などが「災害時における応急対策への協力に関する協定」を締結している。大規模災害時には市が所有する緊急自動車やトラックな

どの整備が必要になると考えられる。

- ① 大規模災害時における緊急自動車などの整備はどのように行うのか伺う。
- ② 浜松市などの締結している「災害時における応急対策への協力に関する協定」が必要だと考える。見解を伺う。

2 教育の諸課題

(1) 内閣改造で昨年就任した柴山昌彦文部科学相が、会見で教育勅語の認識を問われ、「現代風に解釈され、アレンジした形で、道徳などに使うことができる分野は十分にある」と述べたと報道されている。教育勅語は、明治天皇の名前で1890（明治23）年に発布され、親孝行や友愛などの徳目からなり、滅私奉公を求める戦前の教育の中心とされた。戦後に日本国憲法（1946年）と教育基本法（1947年）の公布をもって失効し1948年に国会決議を全会一致であげ教育勅語の排除徹底が行われている。

- ① 教育勅語はアレンジした形で使うものではないと考える。教育長の見解を伺う。
- ② 道徳教育の学習指導要領では教える項目に「自己責任」、「公共の精神」、「遵法精神」、「わが国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度」、「畏敬の念」など、身につけるべき多くの項目が中学校22項目、小学校5・6年生22項目、3・4年生20項目、1・2年生19項目となっている。ここには「人権」「平和」「共生」は含まれていない。個人の尊厳や基本的人権を尊重し平和主義を掲げる憲法を踏まえた教育こそ必要だと考える。見解を伺う。

- ③ 道徳教育の教科の背景には、いじめ問題があり安倍首相肝いりの教育再生実行会議が2013年2月、「いじめをなくすためには道徳の教科化が必要だ」と提言した。そして2014年10月の中央教育審議会答申、2015年3月の学習指導要領改訂を経て正式教科となっている。道徳の教科化によるいじめ防止への効果について見解を伺う。
- (2) 千葉県野田市で親から虐待を受けた小学4年生の女子児童の命が失われる悲劇がまた起きてしまった。「お父さんにぼう力を受けています」「先生、どうにかできませんか」という父親の暴力を訴えるSOSを発信していただけない、なぜ命が救えなかったのか、学校や児童相談所の対応が問われていると考える。
- ① 今回の悲劇に対する学校や児童相談所の対応についての見解を伺う。
- ② この事件では父親の不当な要求に屈して学校のアンケートのコピーを渡している。絶対にあってはならないことである。教育委員会として、こうしたアンケートの取り扱いをどのようにしているのか伺う。
- ③ 今回の野田市の事件から、児童虐待の防止、早期発見、子どもの親への専門的支援など、市の児童虐待防止対策の課題や強化すべき点があると考えます。見解を伺う。

3 市の諸課題

- (1) 種子法は、国や都道府県の研究機関がコメや麦、大豆など主要農作物の品種改良を行い、農家に安価で優良な種子を供給するための法制度であった。2018年4月に民間企業の参入を促す目的でまともな審議もなく自民党、公明党などにより廃止された。廃止により、種子価格の高騰や、地域にあった品種の維持・開発が衰退し、大手企業への種子生産の独占が懸念されている。昨年6月には日本共産党など6野党・会派が種子法復活法案を提出し、審議されたが採決はされていない。
- ① 種子法廃止に対する市の認識と影響について伺う。

② 種子法は廃止されたが、これまでと変わらない主要農産物の品種改良と良質で安価な種子の供給を保障する新たな仕組みの構築を国に求めるべきと考える。見解を伺う。

③ 種子法の廃止を受け、山形、埼玉、新潟、富山、兵庫5県では、同法に代わる独自の条例を制定している。埼玉県は県が種子の需要見通しや生産量の計画策定他、「優良な種子の生産に必要な原種、原原種の生産を行う」と定めている。公的な保護がないと価格が上がり、将来的に農家が外国の大規模な多国籍企業の種子に依存する恐れがあり、地域固有の品種も守らないといけないとの趣旨で条例が制定されている。北海道、福井、長野、岐阜、宮崎の5道県が準備を進めている。静岡県は、要綱などの内規を定め、種子の供給体制は当面、従来通り維持していくとのことである。しかし要綱は、行政機関内部における内規であって法規としての性質をもたない。静岡県でも罰則規定もある条例化が必要だと考える。見解を伺う。

(2) 非正規公務員の新たな雇用や処遇について定めた改正地方自治法・地方公務員法の2020年4月の施行に向け、自治体は、条例改正と人事・給与システム改修が必要になる。

① 条例改正など取り組みの現状について伺う。

② 条例改正においては、同一労働同一賃金など法制化の趣旨に沿った条例・規則を定めるようにすべきと考える。見解を伺う。

③ 制度の移行時における任用止めや現行待遇からの低下とならないように配慮すべきと考える。見解を伺う。

④ 会計年度任用職員は1年以内の任期とされている。人材の確保・育成のためにも評価により引き続き任用すべきと考える。見解を伺う。

⑤ 会計年度任用職員の制度化に向けて、労働組合との協議が必要だと考える。どのように取り組まれているのか伺う。